



← 一般質問の映像は  
こちらから

生活環境の整備について



荒木 三朗

質問

合併浄化槽の設置推進は

町 設置費の一部を補助

問

町の污水处理の比率は66.1%。数値としては約17500人分に相当し、その内単独浄化槽、くみ取りは約8000人分である。県内の2017年度末の合併浄化槽の普及率は69.8%、順位は25市町中22位と低迷している。農村部と都市部との条件は異なるが、水質環境や臭気、環境の改善は必要である。設置推進の取り組みは。

答

10人以下の処理能力の浄化槽を住宅に設置する町民の方に対して設置費の一部を補助している。昨年度は57件、本年度も10月末現在で61件の補助金交付を行った。浄化槽設置整備事業については、町の広報及びホームページ等に掲載するとともに、浄化槽設置事業者の方からもPRをしていただいている。



合併浄化槽の設置を推進

良好な景観形成について

質問

太陽光発電施設の規制は

町 条例制定を検討

問

町では、現在大小1400箇所太陽光パネル（ソーラーパネル）が設置され（メガソーラーにおいては37カ所）、特にFIT導入以降は、建築基準法や景観条例の適用を受けない比較的中小規模の発電施設が多く設置されている。景観への影響や、防災機能の低下など大いに懸念されているが、今後の規制への動きは。

答

景観の保全に係る太陽光パネルの規制は、「太陽光発電施設に関する景観形成基準」に基づき指導をしている。森林法に基づき林地開発については、樹木を施設の周辺に残すことを指導し、景観の保全を図っている。今後は、これまでの指導に加え、条例制定について検討を進めていく。



急がれる条例制定

※1 FIT  
再生可能エネルギーの固定価格買取制度。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者が買い取れることを義務付ける制度

※「行政事務のペーパーレス化について」などの質問もしています。